

北栄町環境審議会について

◇環境審議会とは

- ・北栄町環境基本条例（平成 18 年北栄町条例第 40 号）第 24 条に基づく町の附属機関。
- ・委員は 10 人以内で組織され、町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。（任期は 2 年間）

◇北栄町環境基本条例（抜粋）

第 4 章 環境審議会

（設置）

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき北栄町環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項
- （2）町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

（組織）

第 25 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席要求）

第 29 条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第 30 条 審議会に専門の事項を研究討論するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、環境エネルギー課において処理する。

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

◇北栄町環境基本計画（抜粋）

第 9 条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定において、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、北栄町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

◇環境基本法（抜粋）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第 44 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。